

意見書

令和7年10月17日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和7年10月17日に開催した令和7年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業2箇所、水道施設整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

5番 いっぽんけんどうかめやまあのうせん たかの お
一般県道亀山安濃線（高野尾バイパス）

5番については、平成28年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、5番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

6番 いっぽんこくどう に がきとうげ
一般国道368号（仁柿峠バイパス）

6番については、平成2年度に事業に着手し、平成11年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度、令和2年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、6番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、事業期間が長期にわたっていることから、詳細な調査をもとに大幅な事業計画の変更が無いよう、事業の早期完成に努められたい。

（３）水道施設整備事業【再評価対象事業】

１１番 ほくちゅうせいすいどうようすいきょうきゅうじぎょう 北中勢水道用水供給事業

１１番については、平成５年度に事業に着手し、平成１５年度、平成２０年度、平成２７年度、令和２年度に再評価を行い、その後一定期間（５年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、１１番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。